

1月11日、陶街道ゆとり公園で、本町消防出初式が行われ、消防団員215人が参加しました。団員による小隊規律訓練、はしご操法、一斉放水や広田小学校少年消防クラブによる規律訓練などの披露のあと、式典では、長年にわたり消防団活動に貢献した個人や分団に表彰状などが授与されました。

受賞者 (敬称略)

愛媛県知事表彰

団体表彰 砥部町消防団

表彰名	分団名	役職	氏名
功労章	本団	副団長	肥田健次
	第12分団	副分団長	玉井幸一

愛媛県消防協会長表彰

表彰名	分団	役職	氏名
功績章	第10分団	団員	佐川広継
	第13分団	分団長	久保野伸一
勤続章	第1分団	班長	相原博紀
	第2分団	団員	松本健太郎
	第3分団		渡邊紀和
	第5分団	班長	東貴之
	第6分団	副分団長	中村博和
	第8分団	分団長	上田洋三
	第9分団	班長	山田真左紀
	第11分団	副分団長	前田和則
	第13分団	班長	河本一
		団員	林千治
	第14分団	副分団長	亀松貴浩
内助の功労者 (感謝状)	第10分団員夫人		佐川美幸
団体表彰 (感謝状)	千足区自主防災組織		
	宮内区自主防災組織		
	山並区自主防災組織		

砥部町長表彰 (勤続3年以上)

分団名	役職	氏名
第2分団	団員	河井鉄平
		門田諭一郎
第4分団		大内翔太
第5分団		東山泰久
		大内友幸
第6分団		田中純一郎
		亀井雄太
		向井雄次
		大野恭志郎
第7分団	班長	二宮亮太
	団員	大東博之
		中野景介
第8分団	班長	久保賢憲
第9分団	団員	笹山周史
第11分団	班長	松永崇弘
第14分団	団員	露口太伊地
		西窪憲志

砥部町長感謝状 (内助の功労者)

	氏名
第1分団長夫人	武智明子
第7分団長夫人	池田瑞恵
第10分団長夫人	三木恭子

団長表彰

第3分団
第13分団



出初式

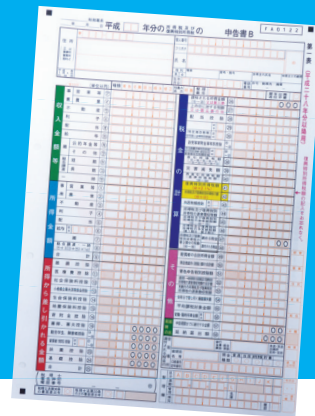


1 機械器具点検 2 一斉放水
3. 4 広田小学校少年消防クラブ
の規律訓練 5 小隊規律訓練
6. 7 はしご操法

申告受付期間

2月17日月～3月16日月

正しくお早めに



申告受付の日時と対象地区

会場：役場 2 階大会議室（午前：8 時 30 分～11 時 30 分・午後：13 時～16 時）

ひろた交流センター（日程：3 月 2 日～4 日・全日：9 時～15 時・対象：広田地域限定）

月日	時間	対象地区	会場
2月	17日 午前	上ノ山・戎・中通・富士	役場
	17日 午後	千里地区（川登・万年）・大平・岩谷	
	18日 午前	外山・鶴ノ崎・大谷	
	18日 午後	岩谷口・射場	
	19日 午前	五本松	
	19日 午後	天神	
	20日 午前	向南台	
	20日 午後	久保田・客	
	21日 午前	指定日に都合の悪い人	
	21日 午後	指定日に都合の悪い人	
	25日 午前	北川毛	
	25日 午後	北川毛	
3月	26日 午前	南ヶ丘北・上野	ひろた
	26日 午後	南ヶ丘	
	27日 午前	高尾田	役場
	27日 午後	高尾田	
	28日 午前	八瀬・県団地	ひろた
	28日 午後	上原町・三角	
	2日 午後	重光・八倉	役場
	2日 全日	総津	
	3日 午前	麻生・田ノ浦・拾町	ひろた
	3日 午後	原町	
	3日 全日	満穂・篠谷・玉谷・大内野	役場
	4日 午前	宮内	
	4日 午後	宮内	ひろた
	4日 全日	中野川・多居谷・仙波・高市	
	5日 午前	指定日に都合の悪い人	役場
	5日 午後	指定日に都合の悪い人	
	6日 午前	大角蔵・七折・川井・川井団地	
	6日 午後	千足・上南台	
	9日 午前	頭ノ向	
	9日 午後	さかえ・幸田	
	10日 午前	大畑・あかがね	
	10日 午後	山並・永立寺	
	11日 9時～16時（※）	指定日に都合の悪い人	
		14日 土 休み	
		15日 日 臨時開庁	

申告に必要なもの

- ☐ 印鑑
- ☐ 本人・扶養親族の本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証など）
- ☐ 個人番号のわかるもの（マイナンバーカード、マイナンバーの通知カードなど）

障害者控除を受ける人

- ☐ 身体障害者手帳や療育手帳など
- ☐ 障害者控除対象者認定書（65 歳以上で介護保険の要支援か要介護の認定を受けている人）

【所得の計算に必要な書類】

- ☐ 給与・年金などの源泉徴収票（原本）や事業主からの支払証明書
- ☐ 生命保険の年金や一時金などの書類
- ☐ 収支内訳書（営業、農業、不動産などの所得がある人）

【各種の所得控除を受ける場合】

- ☐ 社会保険料控除証明書（国民年金・任意継続健康保険など）
- ☐ 生命保険料・地震保険料控除証明書、寄付金などの支払証明書または領収書
- ☐ 医療費のお知らせ、控除対象となる医療費の領収書、保険などで補てんされる金額のわかるもの
- ☐ 親族関係書類、送金関係書類（国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合のみ）

【所得税の還付申告をされる場合】

- ☐ 振込先口座（申告者本人名義）のわかるもの（キャッシュカード、通帳など）

※ 11 時 30 分～13 時を除く

所得税の確定申告、 町・県民税申告は

令和元年分の町・県民税の申告相談を行います。なお、混雑を避けるため、地区指定日に申告をお願いします。当日は、対象地区の人を優先して申告相談を行います。申告会場は、申告開始10分前に開場します。早く来庁しすぎないようにしてください。申告開始から1時間くらいは混雑しますので、ご了承ください。

 戸籍税務課町民税係  (962) 2061

待ち時間短縮のため「資料整理」などにご協力をお願いします

会場での皆さんの待ち時間短縮のため、事前に所得や控除の計算など資料整理をお願いしています。

○医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」を作成すれば、医療費領収書の添付は不要です。

※領収書は5年間保管が必要

○営業所得、農業所得、不動産所得を申告する人は、事前に収入内訳の計算をお願いします。

○扶養親族がいる人は、扶養親族のマイナンバーが分かるカードなども持ってきてください。

○株式・先物、不動産譲渡などの分離課税の所得があった人や青色申告の人は松山税務署での申告をお願いします。

町・県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在で町内に居住し、次のいずれかに該当する人

- ① 営業、農業、不動産、配当、雑所得（例：年金）など、各種所得がある人
- ② 給与所得者で、勤務先から町に給与支払報告書の提出がない人
- ③ 給与所得者で、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の人
- ④ 2カ所以上から給与の支払いを受けていて、確定申告の必要がない人
- ⑤ 前年に退職し、再就職をしていない人で、確定申告をしていない人
- ⑥ 医療費、生命保険料などの控除を受けようとする人
- ⑦ 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人（申告をしないと軽減措置を受けられなくなる場合があります。）

松山税務署からのお知らせ

確定申告受付窓口と電話相談センターの開設

令和元年分所得税・復興特別所得税の確定申告受付は2月17日(月)から3月16日(月)です。

松山税務署では、1月17日(金)から3月16日(月)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税・復興特別所得税・贈与税・消費税・地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。
日曜日、祝日の確定申告受付窓口と電話相談センターの開設日

2月24日(月・振替)・3月1日(日)

 松山税務署・電話相談センター  (941) 9121

申告手続きがより便利になります

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。ぜひご利用ください。

国税庁  <http://www.nta.go.jp/>